



利用者情報に関するワーキンググループ SPSI「ウェブサイトに関する検討」への意見

2025年6月5日



SPSI「ウェブサイトに関する検討」への意見 1/2

- 「ウェブサイト」についての記載がSPSIにないことで具体的にどのような問題があるのか、具体的な問題意識のすり合わせがまずは必要ではないか
- どのような問題・課題に対処するために何について誰を対象としたどのようなものがあるべきなのかをまずは確認すべきで、「ウェブサイト」についての問題の解決手段がSPSIとも限らない
- SPSIにあれもこれもそれもとどんどん追加していくのは使いにくくなっていくだけでは
- SPSI策定当初の趣旨や目的に立ち返り、現状を踏まえつつ、スマートフォンアプリの利用者情報の保護という切り口から、シンプルで目指すべき方向性を理解しやすく、参照・実行しやすい指針となるようにすべきであり、対象範囲の拡大には慎重であるべき

「SPSIの」ウェブサイトへの対象拡大が必要とされる具体的な問題意識は何か

- そもそもSPSI（旧SPI）は、2010年代初めのスマートフォンの急速な普及に伴い、黎明期の不安解消や事業者のレベル引き上げという観点から、スマホアプリを通じて収集される位置情報、連絡先、端末IDなどの利用者情報の適正な取り扱いを確保することを目的として「アプリ提供事業者」等を活用者の主なターゲットとして策定されたもの
- ウェブサイトは、SPI策定の遥か昔から存在しており、その種類や開設者も多様である
- ウェブかアプリかに関わらず、電気通信事業法における外部送信規律は、外部送信を行う「電気通信事業者」や「第3号事業者」に対して一定の行為を求めており、そちらについては既に行政や民間団体によるガイドライン等が存在する
- まずは、具体的な問題意識のすり合わせとそれを裏付ける実態の有無の確認が必要と思われる

SPSI「ウェブサイトに関する検討」への意見 2/2

具体的な問題の解決方法としてどのような場で検討されるどのような手法が適切か

- 本WGは開催要項にある通り「電機通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護等」を目的として設置。これまで、電気通信事業法、プラットフォーム事業者への継続的なモニタリング、SPSI改定および事業者への啓発等を通じて、万遍なくWGの目的に対応してきたと理解
- これまでに、本WGやその親会である研究会等で、「ウェブサイト」をSPSIに追加記載する内容の検討対象に含めるべきだ、といった意見や、調査を行うべきだ、という意見があったのは確かだが、具体的な問題について共通認識が形成されているわけではないので、具体的にどのような問題を解決するために具体的に何を検討をするのかも未知数ではあるが、SPSIの実効性を高めるためにも、その「具体的問題」の解決方法が果たして本当にSPSIなのか、という観点は持つておくべきだと思われる

SPSIは何のために存在し、どこまで広げるのか

- 項目の再整理は試みられているが、「ウェブサイト」が対象となっていない現時点でも、様々な項目が新たに追加されたり、追加が検討されている。内容が膨大になり、関係事業者が参照・実行しづらい指針とならないか、懸念されるところ
- 仮に具体的な問題について共通認識が形成され、解決方法としてSPSIへの何らかの追記を検討するとしても、
 - 誰を対象として何を目的に何を書くのか、それはビジネスの実態を十分に反映しているかの確認
 - SPSIへの追記によって誰にどんな影響が出るのかの分析
 - SPSIは誰のために何を目的として存在するのか、趣旨の再確認をしっかりと行う必要があると考える。
- インターネットを通じた世の中のあらゆる問題にSPSIで対処しようとしても際限がない。SPSIは、アプリケーション提供者等を中心として、スマートフォン上の利用者情報の取り扱いに係る関係事業者が参照する、わかりやすい指針を目指したほうが、実効性があるのではないか

